

契約締結前の公表

内原高齢者センター管理業務に係る労働者派遣について、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を行うので、水戸市財務規則（平成7年水戸市規則第16号）第129条の2第1項第2号の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和8年3月6日

水戸市長 高橋 靖

1 随意契約の内容

- (1) 業務名 内原高齢者センター管理業務に係る労働者派遣
- (2) 業務内容 内原高齢者センター管理業務一式
- (3) 委託期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (4) 発注課 福祉部 高齢福祉課

2 契約の相手方の決定方法及び選定基準

- (1) 決定方法
徴取した見積金額が予定価格の範囲内であること。
- (2) 選定基準
高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第44条第1項に規定するシルバー人材センター連合

3 申請方法

- (1) 見積書の提出期限 令和8年3月24日（火曜日）
- (2) 見積書提出先 福祉部 高齢福祉課